平成３０年（フ）第１５４号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字後シロ18番地（Ｇ―101）、前住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字荒田60番地１（Ｃ－３）
債務者　道上　里沙
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１８５号
愛知県刈谷市小垣江町石ノ戸１番地１　パレス清水１－４号
債務者　加藤　一一
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５２８号
埼玉県新座市畑中１丁目17番52号　㈲五十嵐建設内
債務者　梅原　竜二
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６４６号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目190番地１トランキリテ大宮101号室、旧住所さいたま市大宮区上小町798番地　クイーンズヒル輝素219号
債務者　大堀　悟
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３４号
埼玉県所沢市西所沢２丁目３番12号　コーポかねこＡ―203
債務者　鈴木　悠
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６６号
埼玉県所沢市大字上安松1086番地　ジュネス所沢203
債務者　杉田真奈実
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２８６号
埼玉県川越市東田町７番地41
債務者　平塚　晃一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６２号
岡山県倉敷市連島町矢柄5970番地１　オリヴィエＭＡＲＵＴＯＭＩ　Ａ棟203号室
債務者　難波　博
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎2433番地１　サンビレッジ阿賀崎Ａ106号
債務者　髙見　泰典
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第８５号
岡山県倉敷市中庄団地６番６―502号
債務者　松尾　博明
1　決定年月日時　平成30年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
山形県東置賜郡川西町大字下奥田215番地
債務者　山口　憲
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第１４１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目20番６号　マンション孝友203、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目７番16号　芙蓉ハイツ403
債務者　荒川　祐子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞１丁目20番６号　マンション孝友203、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目７番16号　芙蓉ハイツ403
債務者　荒川　飛翔
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４３号
埼玉県川越市大字木野目84番地10（ソレイユガーデン203号室）、前住所埼玉県川越市西小仙波町２丁目14番地10（センチュリーコート本川越403号室）
債務者　荒川　優輝
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２２４号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目31番13号　第２宮田ハイツ２号
債務者　黒木　大祐
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２３９号
埼玉県狭山市狭山台４丁目35番地の10
債務者　瀬戸　邦子（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部